

入札心得書

- 1 入札参加者は、入札公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、県の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札参加者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切り上げ）の金額を銀行振込により県に納め、入札保証金提出書を提出してください。

なお、この入札保証金には、利子を付さないものとします。

ただし、高知県契約規則第 10 条の規定に該当する場合は入札保証金を免除します。
- 5 入札保証金は、開札完了後落札者を除き、2 週間以内に指定していただいた銀行口座に振込み、還付します。

なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
- 6 入札は、所定の入札書を用いて、簡易書留により郵送又は持参してください。
- 7 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

代理人が入札する場合は、本人の住所、氏名を記入し、その下に代理人と記載し、住所、氏名を記入して、代理人の印鑑のみを押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 次の各号に該当する入札は無効とします。
 - （1）代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき。
 - （2）入札に際し、不正の行為があったとき。
 - （3）入札者又はその代理人が同一の入札について 2 通以上の入札をしたとき。
 - （4）納付すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。
 - （5）入札書の氏名（法人にあっては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
 - （6）入札書の金額を訂正しているとき。
 - （7）入札公告又は本心得書事項に違反したとき。
 - （8）入札担当者の指示に従わないとき。
 - （9）前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

- 10 開札は、入札の終了後、県の指定する場所において行います。入札者が立ち会わないときは、県の指定した職員を立ち会わせて開札します。
- 11 開札の結果、県の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによって落札者を定めます。
- 12 落札者が、落札決定の日から起算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。
- 13 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切り上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定に該当する場合については契約保証金を免除します。
なお、この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 14 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。
- 15 売買契約締結後、落札者に対し、売買代金（契約保証金を充当する旨の申し出があった場合は、契約保証金額を除いた額）について、高知県流域下水道事業財務規則第18条の規定により作成した納入通知書を交付するものとします。
- 16 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、県に帰属することになります。
- 17 本心得書に定めのない事項は、すべて地方公営企業法、同法施行令、高知県契約規則及び会計規則の定めるところによって処理します。